

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【通常利用料金】

(1) ホール

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時まで
入場料を徴収 しない場合	土曜日及 び休日	2,880円	4,560円	5,200円	7,440円	9,760円
	準備撤去	2,080円	3,200円	3,680円	5,280円	6,880円
	その他の 日	2,560円	3,520円	4,560円	6,080円	8,080円
	準備撤去	1,840円	2,480円	3,200円	4,320円	5,680円
1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	3,200円	5,200円	6,400円	8,400円	11,600円
	その他の 日	2,880円	4,560円	5,440円	7,440円	10,000円
1,000円以上 2,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	3,520円	5,440円	6,720円	8,960円	12,160円
	その他の 日	2,880円	4,880円	5,840円	7,760円	10,720円
2,000円以上 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	4,240円	5,840円	7,680円	10,080円	13,520円
	その他の 日	3,520円	5,200円	6,080円	8,720円	11,280円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料金の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合は、【長期利用料金】の表を通用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を利用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,000円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに500円とする。

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【長期利用料金（4日間以上連続使用）】

(1) ホール

区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時まで
入場料を徴収 しない場合	土曜日及 び休日	2,020円	3,200円	3,640円	5,210円	6,840円
	準備撤去	1,460円	2,240円	2,580円	3,700円	4,820円
	その他の 日	1,800円	2,470円	3,200円	4,260円	5,660円
	準備撤去	1,290円	1,740円	2,240円	3,030円	3,980円
1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	2,240円	3,640円	4,480円	5,880円	8,120円
	その他の 日	2,020円	3,200円	3,810円	5,210円	7,000円
1,000円以上 2,000円未満 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	2,470円	3,810円	4,710円	6,280円	8,520円
	その他の 日	2,020円	3,420円	4,090円	5,440円	7,510円
2,000円以上 の入場料を徴 収する場合	土曜日及 び休日	2,970円	4,090円	5,380円	7,060円	9,470円
	その他の 日	2,470円	3,640円	4,260円	6,110円	7,900円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料金の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合以外は、【通常利用料金】の表を適用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を使用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,000円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに500円とする。4日以上の連続使用の場合 日数×5,000円

盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則別表に係る利用料金

区分	使用料		
	単位	金額	
舞台設備	スクリーン	1張	880円
	演台	1式	260円
	めくり台	1台	130円
	司会台	1台	130円
	平台	1枚	130円
	舞台増設に係る平台（10枚以上）	1式	1,200円
照明設備	ロアーホリゾントライト	1列	260円
	ボーダーライト	1列	390円
	基本照明A	1式	1,100円
	基本照明B	1式	2,200円
	スポットライト	1台	130円
音響装置	拡声装置（マイクロホン2本付き）	1式	1,100円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	390円
	マイクロホン	1本	390円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	650円
映像装置	ビデオプロジェクター	1台	1,300円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	390円
	モニターテレビ	1台	260円
その他	レーザーpointer	1台	130円
	持込機器に係る電気使用	1キロワットまで ごとに	100円

備考

- 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時30分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に2を乗じて得た額とし、午前9時から午後9時30分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に3を乗じて得た額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その越える時間3時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。
- 実際に使用しない専ら準備、撤去若しくは練習のために使用する区分においてはこれら附属の設備の利用料金を徴収しない。